

教育長の交際費の支出に係る情報の公表に関する事務要領

1. この事務要領は、富里市情報公開条例（平成13年3月27日条例第2号）に規定する情報公開の総合的な推進の趣旨を踏まえて、市民の市政への理解と信頼を深め、公正で透明な市政を推進していくため、教育長交際費の支出に係る情報の公表に関し必要な事項を定める。
2. 教育長の交際費の支出に関し、次に掲げる事項を別紙様式により公表する。
支出月日
金額
交際の相手、行事名等
3. 交際の相手方、行事名等の情報にあつては、病気及び事故の見舞いで相手方のプライバシーに特段の配慮が必要であると認められるものについて、これを公表しないことができる。
4. 公表に当たっては、毎月の状況を記録した別記様式を翌月の15日以降に市公式ホームページへ掲載するものとする。なお、公表の期間については10年間とする。
5. 教育長交際費の支出に係る情報については、平成16年4月分から公表する。